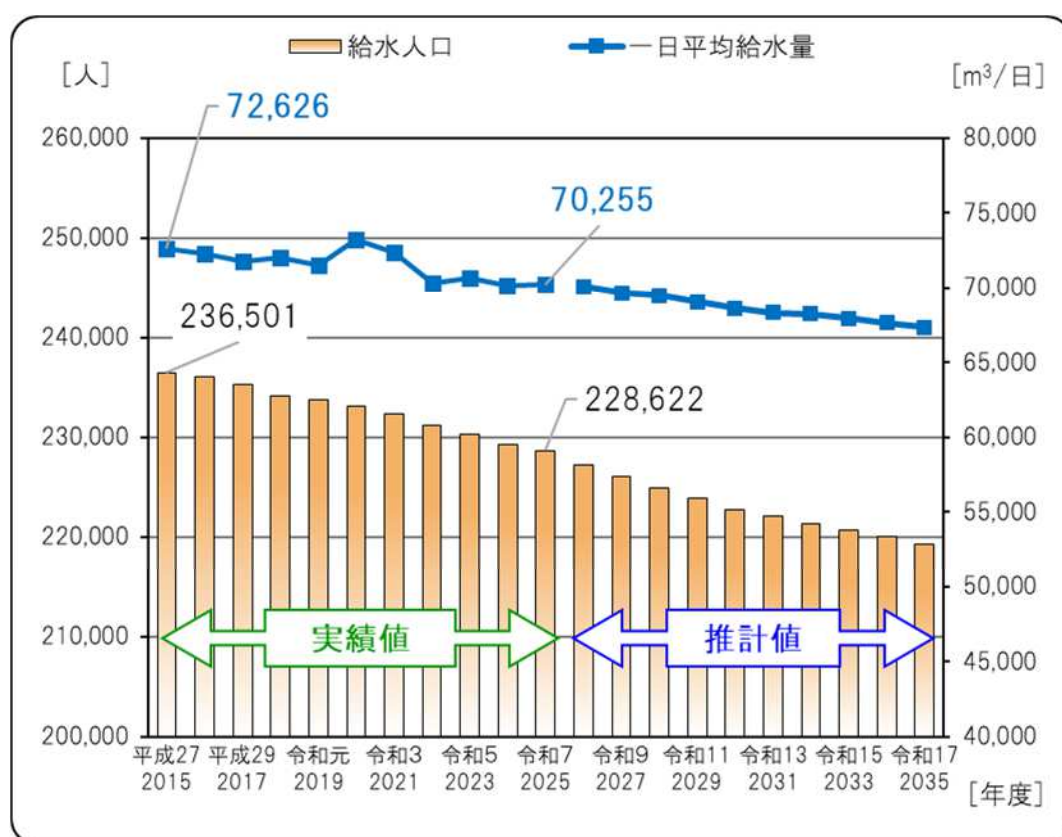


水道料金および下水道使用料改定の経緯

上下水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインであり、将来にわたり安全で安定したサービスを継続して提供していくことが求められています。しかし、春日部市では、人口減少や節水機器の普及により、給水人口および給水量は減少傾向にあります。当市の給水人口は現在約22万9千人ですが、今後も減少し続けると推計されており、一日平均給水量も70,255立方メートルから67,300立方メートルへと減少する見込みです。このような状況の中で、料金収入の減少が避けられない構造となっています。



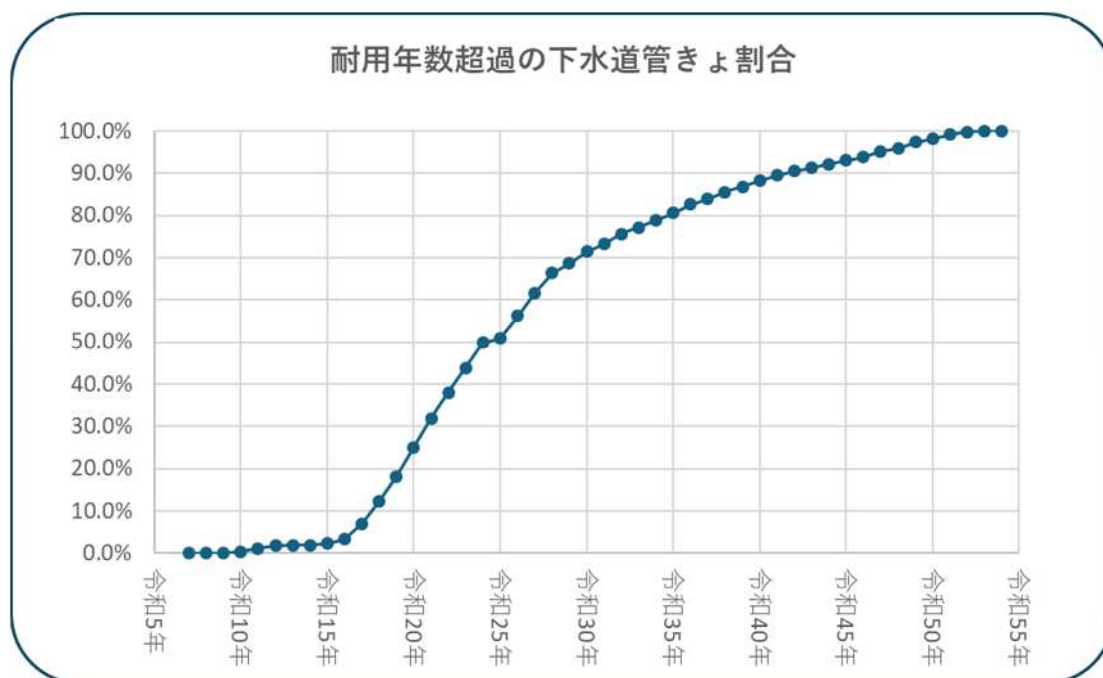
一方で、施設の老朽化は着実に進行しています。本市の水道管路は総延長842kmに及び、その多くが高度経済成長期に整備されたものであり、今後、法定耐用年数を迎える施設が急増します。令和8年3月に改定した新水道事業ビジョン（経営戦略）では、管路更新をこれまで以上のペースで進めることを目標としており、多額の更新費用が必要と試算しています。

また、浄水場の設備や配水池の更新にも大規模な更新費用が見込まれています。

さらに、本市の水源の約9割を占める県水の料金単価が、令和8年4月に1立方メートルあたり61.78円から74.74円へと約21%引き上げられ、仕入れ単価の上昇が経営に大きな影響を与えることは避けられません。これらの更新費用や仕入れ単価の上昇は、給水人口の減少にかかわらず一定規模で発生するものであり、収入減少と費用増加が同時に進行する構造的な課題を抱えています。

下水道事業においても、人口減少により使用料収入の増加が見込めない一方で、管渠の老朽化対策、耐震化、浸水対策など、多額の更新投資が必要となっています。また県に支払う流域下水道維持管理負担金の単価が、令和7年4月に1立方メートルあたり40円から43円へと7.5%引き上げられました。この負担金の増加は、下水道事業の経営を直接的に圧迫する要因となっており、県水料金の値上げと同様に事業運営に大きな影響を及ぼしています。

また、下水道事業は、現在、一般会計（税金）からの繰入金により収支の均衡を図っていますが、公営企業の独立採算制や受益者負担の原則から考えると、恒常的に依存することは適切ではありません。また、企業債（借入金）に過度に依存すると、将来世代の負担が増えることにつながります。



こうした収入減と支出増が同時に進む中で、「これまでに蓄えてきた資金を使えばよいのではないか」というご意見をいただくことがあります。

しかし、これらの資金は施設や管路改修等の工事費に充てるほか、地震等の災害時に緊急で対応するための非常に大切な財源です。そのため、これらの資金を毎年の料金不足を補うために使い続けることはできません。今後、施設新しくしていくために必要となる多額の費用を考えると、この蓄えだけで不足分を補うことには限界があります。



能登半島沖地震応援活動

こうした状況を踏まえ、適正な水道料金と下水道使用料のあり方について、専門的な見地から、水道事業運営審議会および下水道審議会で審議を行ってきました。審議会では、人口動態、施設更新の必要性、県水料金や流域下水道維持管理負担金の動向、財政収支の見通しなどについて複数回にわたり議論が行われ、料金改定の必要性和改定率の考え方について答申が提出されました。

答申では、できるだけ早い時期に改定が必要であるとされました。そして、改定率については、今後10年間の健全な経営を維持するためには、「水道料金は70%以上」「下水道使用料は60%以上」という大幅な値上げが必要となるが、市民生活への影響が大きすぎるため、算定期間を5年間とし、「水道料金は50%以上」「下水道使用料は40%以上」の改定が望ましいとされました。

審議会から答申をいただき、市では、将来にわたり安心安全な上下水道サービスをお届けし続けるためには、料金の改定が必要であると判断いたしました。

一方で、市民の皆様への急激なご負担をできる限り抑えたいと考え、段階的に改定を進めることとし、まずは令和8年10月から、「水道料金38%」「下水道使用料25%」に抑えた条例の改定案を令和8年6月議会に提出し、ご審議のうえ、可決をいただきました。

今後も、将来世代に過大な負担を先送りすることなく、必要な更新投資を着実に進めるためにも、適正な料金水準の確保をし、将来世代につながる水道事業と下水道事業が求められています。



老朽化した水道管の断面



漏水する老朽管